

熱中症対策に資する現場管理費率の補正

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費率の補正を行う対象工事である。
- 2 用語の具体的な内容は次のとおりである。
 - (1) 真夏日
日最高気温が30℃以上の日をいう。
ただし、新型コロナウイルス対策を実施する場合は「日最高気温が28℃以上の日」をいう。
 - (2) 工期
工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - (3) 真夏日率
工期内の真夏日を工期で除した割合をいう。
- 3 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- 4 気温の計測方法等
 - (1) 計測方法
気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所の気温の計測結果を用いることを標準とする。
ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象・観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
 - (2) 気温の補正方法
(1)の気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。
【算定式】
補正後の気温(℃) = 気温(℃) - 標高差(m) × 0.6 ÷ 100(m)
※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。
ただし、標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 計測箇所の標高(m)
(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること)
- 5 受注者は、監督員へ補正後の気温の資料を提出する。
- 6 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。
補正值(%) = 真夏日率 × 補正係数※
※補正係数：1.2
- 7 現場管理費率の補正值は、「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-aと合わせて適用する場合には、2.0%を上限とする。